

教職員のためのガイドブック
発達障害のある学生
—理解と対応—



宮城学院女子大学
学生相談・特別支援センター
特別支援室

目次

1	障害者差別の解消ってなに？ -----	1
	・ 障害者差別解消法の施行／・ 差別的取扱いの禁止と合理的配慮の不提供の禁止／・ 障害を理由とする差別的取扱い／・ 合理的配慮の提供	
	【 Column 1 ー共生社会の形成】	
2	障害学生の実態と配慮の内容は？ -----	2
	・ 障害学生在籍者数／・ 障害学生への配慮／・ 支援の特徴	
	【 Column 2 ー困っている学生】	
3	発達障害ってなに？ -----	3
	・ 発達障害の定義／・ 発達障害の特徴／・ 発達障害の診断	
	【 Column 3 ーコンサルテーション】	
4	こんな学生はいませんか？ -----	4
	○ 学習障害（LD）.....	5
	○ 注意欠陥多動性障害（ADHD）.....	5
	○ 広汎性発達障害（PDD）.....	6
	【 Column 4 ー発達障害と有名人】	
5	発達障害学生の対応 Q&A -----	7
	○ 履修登録・事務手続き.....	7
	○ 授業・試験.....	8
	○ 学習.....	9
	○ 学生生活.....	10
	○ 進路・就職.....	11
	○ その他.....	12
	【 Column 5 ー障害者とAT】	

※「障害」「障害者」の表記について

「障がい」「障碍」「しょうがい」という表記の仕方もありますが、このガイドブックではWHO・ICF（2001）の社会的統合モデルにたち、「障害」は、個人に帰属されるものではなく、「個人と社会の間にある取り除かれるべき社会的障壁」に視点が置かれるものと捉えていますので、あえて「障害」「障害者」を使用しています。

1 障害者差別の解消ってなに？

○障害者差別解消法の施行

2016年4月1日から「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が施行されました。この法律は障害者の人権を大事にした共生社会の実現を目指し、具体的には以下の二つの禁止がその骨子です。

- ①差別的取扱いの禁止
- ②合理的配慮の不提供の禁止

○差別的取扱いの禁止と合理的配慮不提供の禁止

大学教育の分野に限定すると、国立大学法人は①差別的取扱いの禁止と②合理的配慮不提供の禁止の両方が法的義務を負い、学校法人は前者①が義務、後②は努力義務ということになっています。

○障害を理由とする差別的取扱い

差別的取扱いとは、「障害があるというだけで、教育を受ける権利の侵害やサービス提供の拒否や制限をすること、障害のない人には付けない条件を付けて不利に扱う行為のこと」です。

○合理的配慮の提供

合理的配慮とは、「障害のある学生が他の学生と平等に教育を受ける権利を享有・行使できるように、大学が必要かつ適当な変更・調整を行う」ことです。ただし体制・財政面で均衡を失した又は過度な負担を課さないものという条件が付けられています。本人と丁寧に協議しながら提供されるべきでしょう。

○合理的配慮の具体例

発達障害に関係するもので、一般的な例をいくつか挙げてみます。

- ・他の障害と共通するもの：

障害状況に応じた施設整備、専門性を有する教員等の配置、学習・生活面を支援する人材配置、コミュニケーション手段の確保、教材の改善、講義等における配慮

- ・発達障害の特性に応じたもの：

履修登録補助、録音許可、パソコン持込み許可、討論のルール決定、別室受験の保障、連絡方法の工夫、手順の説明資料の用意等

【Column 1—共生社会の形成】



共生社会とは、これまで十分に社会参加できるような環境になかった社会的弱者（その代表は障害者）を排除せず、その人格と個性を尊重して、共に支え合って生きる社会です。

教育の領域では学校教育法の一部改正がなされ、2007年から特別支援教育が展開されています。また日本は障害者の権利条約を2014年1月に批准しており、国際社会の一員として共生社会の形成をめざし、障害の有無を越えて可能な限り一体化する**インクルーシブ教育**を実現する取り組みを積極的に行うことが求められています。さまざまな学生が共に学ぶことができることは、「すべての人の人格を尊重し、人類の福祉と世界の平和に貢献する人の育成」という本学の建学の精神に適うものです。

2 障害学生の実態と配慮の内容は？

○障害学生数

障害のある学生は2014年度日本学生支援機構の調査によれば約14000人、これは全学生数の約0.44%にあたります。そのうち発達障害の学生は約2割の2700人です。発達障害の学生やその疑いのある学生も含めて実際はもっと多くの学生がいるのではないかと推測されています。年々増加傾向にありますが、大学が障害者にも広く門戸を開放し、受験上の配慮と修学支援体制が充実すれば学生数はさらに増加すると思われます。

○障害のある学生への配慮

大学が提供すべき配慮には以下のようなものがあります。

- ① 入試など修学機会の保障（機会確保）
- ② 障害のある学生の受け入れ体制・方針の情報公開（情報公開）
- ③ 障害のある学生の要望に基づく合理的配慮の調整（決定過程の参加保障）
- ④ 情報保障、公平な試験の配慮、教材の配慮、実習等の配慮（教育方法等）
- ⑤ 相談窓口の統一や担当部署の設置（支援体制の整備）
- ⑥ 大学施設のバリアフリー化（施設・設備の改善）

これらの配慮のためには教職員の研修の充実が不可欠です。

○支援の特徴

障害児者は長期的・継続的な支援を必要とします。障害からくる様々な困難状況を改善・克服するための支援は児童生徒だけでなく、大学生に対しても必要です。また同じ障害種でも同じような支援が必要とは限りません。支援の内容は一人ひとりの障害の程度と能力の特性に合ったものになっているかどうかの見極めが必要です。

【Column 2—困っている学生】



発達障害のある学生の多くは、その障害特性からくる能力の偏りや社会的なスキル不足のために、周囲から多くの非難を受け、少なからず自己肯定感を下げて生活しています。「困った学生」ではなく、「困っている学生」という見方が大切です。外見上特に障害がないように見えてしまうので、「なぜそんなことまで支援する必要があるのか？」という疑問がおこりますが、個人の努力にすべてを任せせるのではなく、社会（大学）が支援体制を整備する責任があり、障害者側からいえば、配慮してもらうのは権利です。大学生の年齢になっても継続的な支援が必要なのが発達障害の特徴であることを理解すべきです。

3 発達障害ってなに？

○発達障害の定義

日本の法令上の定義（発達障害者支援法）では、発達障害は「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、注意欠陥多動性障害その他これに類

する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するもの」です。ここでは知的障害は除外されています。

○発達障害の特徴

視覚障害、聴覚障害、肢体不自由等の障害に比べて外見から分かりにくく、誤解されやすい障害です。言動が「自己中心的」「わがまま」「空気が読めない」「しつこい」「落ち着きがない」「無鉄砲に行動する」などと非難されることがあり、これらの多くは単なる性格の問題と言うより障害特性からくるものと理解すべきです。

○発達障害の診断

発達障害は脳の中樞神経系の機能障害が原因とされています。他の障害と比較して、医学的な診断の時期が遅れる傾向にあり、成人になってから診断が確定することは稀ではありません。文部科学省の調査（2012年）では発達障害の疑いのある児童生徒は全体の**6.5%**、大学生になってこれらが消えてなくなるといふことはありませんから、診断の有無は別として相当数の学生が修学上の困難を抱えているということになります。早期からの周囲の理解と適切な対応・支援が重要です。

【Column 3—コンサルテーション】



特別支援室の役割は、障害のある学生の修学や教職員の対応についてアドバイス（指導助言）をして終わりというものではありません。それぞれのニーズを聞き取りながら**コンサルテーション（協働）**をして、障害のある学生自身のソーシャルスキルや教職員の対応スキルを伸ばすお手伝いをするのが重要な役割になります。もしも周囲に**4**のような学生がいて、どのように対応・支援したらよいか困っている場合は、すみやかに特別支援室にご相談ください。その学生の問題把握をし、**本人・保護者・学科／専攻・外部の関係機関と連携**しながら、より効果的な対応と支援ができるようにいっしょに取り組んでいきたいと思ひます。

4 こんな学生はいませんか？

以下障害種ごとの主な行動特徴を挙げますが、発達障害の多くは合併していることがあり、またいくつかの困難状況が重なっていることもあります。その困難の程度は「発達が同年齢の平均から著しく偏奇・逸脱している」場合が判

断の基準になりますが、数量的に確定しているわけではありません。「このくらいは私にもあてはまる」と思うかもしれませんが、「本人がほんとに困っているようだ（自覚していない場合もあります。）」「結果として周囲もかなり迷惑している」という判断が決め手になります。

（注：以下の発達障害に関する障害名については、基本的に WHO の ICD-10 による。）

学習障害（LD）…聞く・話す・読む・書く・計算する・推論することの著しい困難

- ・簡単な指示の理解ができない。
- ・聞き間違いや聞き漏らしが多く、講義の内容を理解することが難しい。
- ・話し合いの流れが理解できず、ほとんど会話についていけない。
- ・要求や訴えの内容を聞くと、話があっちこっち飛んで、要領を得ない。
- ・文章を読むとき、読み間違いが多く、びっくりするくらい読めない。
- ・事務的な書類や手書きレポートの字が乱雑で判読するのが困難。
- ・漢字の細かい部分の書き間違いがよくある。
- ・簡単な計算間違いが多く、おつりを間違えることもある。
- ・いわゆるひどい方向音痴で、キャンパス内でも迷う。
- ・実験や作業の手順がよく理解できない、あるいは覚えられない。

注意欠陥多動性障害（ADHD）…不注意・多動性・衝動性の顕著な行動特徴

- ・たえず気が散りやすい。
- ・忘れ物が多い。
- ・約束の日にちや時間をよく間違える。
- ・年齢に比して落ち着きがない。
- ・人の話は最後まで聞かずに自分の話を始める。
- ・不注意な間違い、いわゆるうっかりミスがかなり多い。
- ・忘れものをしたり、なくしものをしたりすることが頻繁に起こる。
- ・整理整頓がうまくできない。
- ・じっとしておらず、何かに駆り立てられるように絶えず動く。
- ・おしゃべりが止まらない。
- ・会話がたびたび横道にそれたり、次々と話題が変わったりする。
- ・不用意な発言が多く、注意されれば謝るが同じことを何度も繰り返す。

広汎性発達障害（PDD）…対人関係の形成困難、コミュニケーション困難 限定された興味・関心や強い固執、感覚過敏

知的発達の遅れがない**高機能自閉症（HFA）**、知的発達や言語発達に遅れがない**アスペルガー症候群（ASP）**なども含まれますが、日本精神神経学会訳のDSM-5の医学的な診断名ではこれらを**自閉症スペクトラム障害（ASD）**として一元化しています。

- ・人とコミュニケーションをとるのがとても苦手で友達がいない。
- ・専攻内の活動やサークル活動などで仲間とよくトラブルを起こす。
- ・場の空気が読めず、突然自分のことを主張し始める。
- ・相手の気持ちを想像することが苦手で、共感性が乏しい。
- ・実験や実習など多人数で、決められたルールに従って動くことが苦手。
- ・自分が納得するまで質問するなど、「しつこい」と嫌われる。
- ・興味・関心のものがあるとそれからなかなか離れられない。
- ・場面の切り替えが悪く、一度始めた活動を途中でどうしてもやめられない。
- ・突然の予定変更があるとパニックになる。
- ・言葉の理解が表面的で冗談が全く通じない。
- ・同じ専攻学生や先生の顔と名前を一致させることがいつまでもできない。
- ・周囲の音が気になって講義や試験に集中できない。

【Column 4—発達障害と有名人】



ネットで「発達障害・有名人」で検索すると、たくさんの有名人が自ら発達障害であることを公表しています。たとえば**トム・クルーズ（LD）**、**スティーブン・スピルバーグ（LD）**、**スーザンボイル（ASP）**、**マイケル・フェルプス（ADHD）**など、日本では**栗原類**がADHDの一種ADDと診断されたことを最近告白しています。なかには医学的診断ではなく、自称や勝手に他人がラベリングしているのもあり、注意する必要があります。こうした能力が開花した例を、短絡的に一般化することは危険ですが、言えることは、本人の努力だけでなく、かかわる人たちが苦手な面だけに焦点をあてることをやめ、得意な面を伸ばす、あるいは欠点を長所でカバーできるように支援することが重要と思われます。

5 発達障害のある学生の対応 Q&A

以下の対応例は、個人の特定につながらないように、実際のケースの本質を大きく曲げない範囲で脚色しています。またQ&AのAは唯一の正解という意味ではありません。一人ひとりの障害と能力の特性、そしてそのニーズによってAはいろいろ変わる可能性があります。たまたま診断名が同じ学生の場合でも対応が同じでよいとは限りません。診断を受けていない学生でも似たような行動特徴を示す学生はいます。Aは一つの考え方・解答例と思ってお読みください。

また教職員の適切な対応と同時に、支援を必要とする学生自身の自己理解を進め、支援を要請できる力（セルフアドボカシー）を伸ばすことも大切です。本人の長所をうまく生かして短所をカバーできるように支援したいものです。

○履修計画・登録

<履修計画・登録の困難>

Q1 学生便覧に書かれていることが理解できない又はよく読み間違える／再履修を忘れる又は再履修の手続きがわからない／卒業単位がわからない／時間割を作成できない（科目選択の仕方がわからない）などの学生がいて時々パニックを起こします。どのように対応したらよいのでしょうか？

A 複雑な文章を読んで理解することが苦手な学生がいます。多くの学生は学生便覧に書かれている履修上のルールを注意深く読むか、周囲の人に聞いて登録手続きをしています。発達障害やその疑いのある学生は、複雑な文章の理解が困難であり、孤立しているために友だちや先輩から聞いて確認することがうまくできません。また時間割の作成などでは、履修しなければならない科目と履修したい科目の優先順位をうまくつけることができません。こうした学生には履修登録までの補助が必要です。対応としては、

- ①履修のルールの箇条書き提示と再確認をする。
- ②必修・選択の科目における優先順位の決定と確認をする。
- ③履修上の一連の手続きは、簡潔に図式化して示す。

一つ一つの履修科目と週全体の時間割における曜日・時限・教室等を確認するために補助が必要な場合もあります。事務職員の他、学生ボランティアによるサポーターが組織されて支援ができるといいですね。

○授業・試験

<完璧主義>

Q2 真面目な学生と思っていたのに、ある時期を境に授業に出てこなくなりました。理由を聞いてみると「一度欠席したので、もうだめだ」と思ったとのこと。このような学生にどのように対応したらいいのでしょうか？

A 広汎性発達障害やアスペルガー症候群と診断された学生のなかには、完璧主義で「15回出席で1回でも欠席したら終わり」「試験で1問でも回答できなければもうだめ」といった考え方をする人がいます。曖昧なこと、適当なことの加減がわからず、自分の考えに強いこだわりがあります。対応は、

- ①他の学生の欠席の状態を知らせる。(欠席は他の学生にもある)
- ②授業評価における欠席のルールを確認する。(4回までは許される)
- ③欠席した場合の対応の仕方を具体的に教える。(他の学生のノートを借りること、教師から資料をもらうこと)

完璧にしたいことは悪いことではないが、今のままでは「生きづらい」ので、完璧の度合いを少し緩くする自分なりのルールを作らせるのが目標です。

<感覚過敏・書字困難>

Q3 「騒音が気になってとにかく授業に集中できない。何とかしてほしい。」とある学生から訴えがありました。他の多くの学生は「別にうるさいとは感じません」と言います。この学生にどのように対応したらいいのでしょうか？

A 発達障害の学生の多くは感覚過敏に悩まされています。視覚的な過敏、聴覚的な過敏、嗅覚過敏、皮膚接触過敏など人によってその種類と程度はいろいろです。教室などでの私語や廊下・校庭での音刺激を無差別に取り入れ、どうしても気になって学習に集中できない、あるいは音のうるさはそれほどでもないのに大勢の学生が着席しているというだけで不安感に襲われ、集中できないと訴える場合もあります。対応は、

- ①防音効果の低い耳栓利用を許可する。
- ②座席の配慮、必要なら試験における別室受験の配慮をする。
- ③LDで書字障害がある場合は、ボイスレコーダーの持ち込み、パソコンでの記録・解答を許可する。

④サングラスの着用を許可する

試験は、配慮をする場合も公平性をいかに担保するかは重要です。障害状況が医学的な診断で裏付けされているかどうかも含めて、授業担当者だけで判断が難しい場合は、特別支援室にご相談ください。

<コミュニケーションの困難>

Q4 ゼミの討論で会話の流れについていけず、時々テーマからまったく外れた意見を主張して、その場の雰囲気や白けさせます。1対1の時の会話はそれほど問題でもないのに、どう対応したらいいのでしょうか？

A 知的レベルが高い発達障害の学生のなかに、言語発達に遅れないのに、言葉の理解が表層的で会話の流れについていけない問題を抱えている者がいます。会話は言葉のキャッチボールなので、言葉そのものの意味の他に、相手の表情を読みとり、意図を推測する力や話された内容から要点を取り出す力が不足していると、討論などにうまく参加できません。人数が多ければさらにその力は高いものが要求されます。そのような学生がいる場合には、

- ①ゼミ内での議論のルールを決めて、原則的に毎回それに従ってすすめる。
- ②議論を簡単に要約してあげて、当該学生に具体的な再質問をする。
- ③言語表現も不得意な場合はそれを補う代替手段を認める。(例えばパソコンやiPadの持ち込み許可)

など、担当教員や周囲の学生が通訳の役割をし、本人の不得意面をうまくカバーすることで、ゼミへの参加がより活発になることが期待されます。

○学習

<レポート作成の困難>

Q5 学生にレポートを課したのに、いつもある学生が期限までまとめられなくて提出が大幅に遅れるか、未提出になります。学生にどのように指導をしたらいいのでしょうか？

A レポートが提出できない理由は様々ですが、自由課題ですとテーマや疑問点などを自分で見つけることができない、見つけたとしてもそれを文章にしてまとめることができない学生がいます。また **Q1** のように完璧を求めるあまり、

提出期限が過ぎてしまう、あるいは複数課題がある時など、学習のペース配分がうまくできず、一つのことに関わり過ぎて、それを一旦脇に置くことがどうしてもできません。結果として提出期限までまとめることができなくなってしまいます。対応は、

- ①担当教員による具体的な指示と綿密な相談をする。
- ②提出までの手順説明資料の提示やまとめるための具体的指示をする。
- ③場合によっては提出期限の延長措置をとる

などです。ADHDの学生のなかにはレポートの形式、提出先、提出期限を不注意で聞き漏らす、あるいは聞いていたがすっかり忘れてしまう者がいます。個別の注意喚起やメモを取ったかどうかの確認をしてください。

○学生生活

<対人関係の形成困難>

Q6 これまで友だち関係でたびたびトラブルを起こしてきた学生がいます。自分は他の人とどうも何かが違うようだと言ってきました。周囲とどのように良い関係を作って大学生生活を送らせたらいいのでしょうか。

A 広汎性発達障害のある学生は、臨機応変な対応が難しく、自分の関心や自分のやりやすい方法を維持したいという特徴があります。相手の表情やその場の雰囲気を読み取って、柔軟に対応することができず、対人関係でトラブルが起きやすいのです。また、そのことの原因が自分にあることにも気づきにくいようです。しかし、このケースの場合、本人が「自分は他の人と違うようだ」といっているということは、他者との違いに気づき始めているということです。この機会を逃すべきではありません。

まずは、本人が気づき始めた内容を聞き取り、一つ一つの出来事について、

- ①あなたはどのような態度を取ったか。
- ②相手はどのような態度を示したか。

を聞いてください。そして、相手の思いを代弁して伝え、通常はどのような対応をすべきかについて知らせてください。相手がどう思ったかについては理解していない場合が多いので、「もう大学生なのに」とは思わず、丁寧に伝えることが重要です。またこのような学生は「分かりました」と返事をして、一度の説明だけで理解したことを行動に移すことは容易ではありません。定期的

に面談の機会をもち、根気よく他者とのつきあい方を教えていくことが大切です。

<自己管理の困難>

Q7 講義や行事のスケジュールを自己管理することが難しく、いつも遅刻したり、集合場所を間違えたりします。注意するとその場では謝って、「次は気をつけます」と言うのですが、一向に改善しません。どのように指導したらよいのでしょうか。

A **Q5**でも述べたように、発達障害特にADHDのある学生は、気をつけなければいけないと思っても、その場になるとすっかりメモすることを忘れてしまったり、友達との話に夢中になって聞いていなかったりすることが多くあります。前回注意されたことそのものを忘れてしまうのです。しかし、注意されれば、前回のことを思い出して「しまった」と反省し、謝ることはできます。ただ、第三者からは、毎回同じようなことで注意されているのに「反省していない」ように見えるかもしれません。

このような場合は、失敗してから注意するより、自己管理する方法を教えることが必要です。具体的には、

- ①スケジュールや日程、指示はメモ（スマートフォン等のリマインダーの活用でも可）を取らせる。
- ②指示を出す前に、「これはメモしなさい」等の声かけをして、注意を喚起してから指示する
- ③予定の前日や登校前にメモを見て、スケジュールの確認をするよう促す。
- ④遅れず参加した場合はほめる。

などです。中学校、高等学校は決まった時間割ですから、自分で管理する必要があまりなかったかもしれません。社会に出る前段階として、このようなトレーニングが必要であることを、本人に丁寧に伝えることも重要です。

○進路・就職

<適切な自己評価の困難>

Q8 対人関係でのトラブルが多く集団活動が苦手な学生ですが、教員免許状を取る予定で、3年生では教育実習も予定しているようです。現在の学生生活では、教育実習を行うことも難しいと思われます。本人に合った進路を考えさせるためには、どのような手立てが必要でしょうか。

A 発達障害のある学生の中には、客観的に自分を見つめることが難しいという特性をもつ者がいます。特に広汎性発達障害のある学生は、自分から客観的な視点を持つことが難しいようです。従って、対人関係にトラブルが発生しても、本人は「周囲が悪い」と思っている場合があるので、本人の現状や、周囲の友人がどのように感じているかを、丁寧に伝えることが必要です。

その際には、「あなたの態度が悪い」と責めるのではなく、冷静に、目指す職業が特性に合っていない理由を伝え、長所を認めた上で「あなたの長所を生かせる仕事を探そう」と前向きな対応をすることが大切です。また、仕事を探すことについても、一人でキャリア支援センター等に行かせるのではなく、担任等が付き添って出向き、本人の言いたいことを補ってやる必要があります。

最近では、発達障害のある学生のための就労支援を行う NPO や民間企業があります。学生によっては、すぐに就職を考えるのではなく、そのような場を活用して自分の特性を知り、自分に合った職業を目指すことが有効な場合もあります。特別支援室では、そのような支援へのつながりも行っています。詳しくは、ご相談ください。

○その他

<相談の困難>

Q9 問題をいろいろ抱えているようなのに、本人は全く相談しに来ることがありません。こちらから声をかけて話を聞きましたが、何に困っているのかはつきりしません。どう対応したらいいのでしょうか？

A 自分の特性に全く気づいていない場合、ある程度気づいていても自分で何とかかなると思って一応は努力している場合などがあります。うまくいかない原因も自分の特性にあるのではなく、自分の性格や他人のせいにすることもあり、一層孤立していきます。相談するにも、何がどう困っているのかをうまく整理して話すことができない状況に陥っています。そこでの対応は、

- ①できるだけ早く話し合いの場をもつ。雑談からでもよい。
 - ②困っていることを列挙させる。こちらから例を挙げて選択してもらうのもよい。
 - ③対面して話せない場合は、筆談やメールの相談でもよい。
 - ④問題を整理する手伝いをし、可能ならば優先順位を確認する。
- 今の状況を少しでも改善するために、特別支援室の利用を勧めてください。

悩みや問題の内容を聞いてどこにつながればよいのか判断に迷う場合は、**学生相談室、特別支援室**のどちらでもかまいません。受け付けてからよく話を聞き、より適切な相談場所に本人を誘導します。

相談者が問題の内容とは関係なく行きやすい場所を自ら選ぶ場合もあります。担当教員（学科・専攻）、学生支援グループ（教務）（学生生活）、副手室、保健センター、学生相談室などが考えられます。より適切で継続的な支援を提供するために、これら部署と問題を共有し、連携して取り組みます。

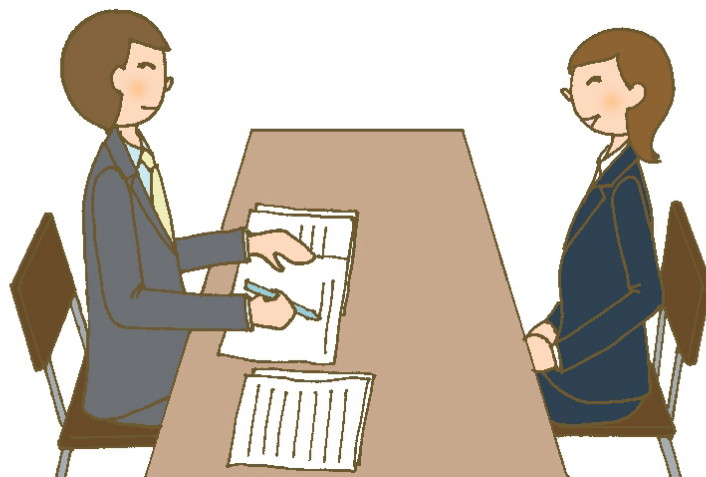
【Column 5—障害者と AT】



ATとは「Assistive Technology」の略で「支援技術」のことです。アメリカでは「障害のある人のためのテクノロジーに関する支援法」に基づいて、障害のある人にとって必要不可欠な支援として定着しています。ATは、主に車いすや補装具などの生活を支援し補助するテクノロジーを指しますが、近年はパソコンやスマートフォンなどの携帯端末を、個々の障害の状態に合わせてカスタマイズすることや、ニーズに応じたソフトウェアの活用も含まれるようになってきています。

スマートフォンやタブレット型PC等は、最近安価で手に入れられるようになってきています。大型の機器を使用しなくても、文字を書くことの困難があればスマートフォン等にメモするあるいは写真に撮って記録する、読むことに困難があればデータを入れてソフトウェアに読み上げてもらう、などは簡単に実現することです。

学生の困難に応じた支援技術の活用が、広く知られることが必要です。



「特別支援」は
「特別扱い」することではありません。
「必要な支援」（合理的配慮）をすることです。

宮城学院女子大学 学生相談・特別支援センター
特別支援室

作成 2016.7

宮城学院女子大学 教育学部・教育学科

渡辺 徹（アドバイザー）／梅田 真理（主任）

TEL:022-277-6276

(内:236)